

鉛製給水管取替工事助成金交付決定通知書

(申請者)

様

大阪市水道局長

年 月 日付けで申請のあった鉛製給水管取替工事助成金については、次のとおり、助成金を交付することを決定しましたので、大阪市水道局鉛製給水管取替工事助成金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

なお、助成金の受領にあたっては、「4 注意事項」に留意して、鉛製給水管取替工事助成金請求書(様式第6号)を提出してください。

記

1	工 事 場 所	大阪市	区	
2	鉛 管 取 替 延 長			m
3	助 成 金 の 交 付 額	金		円
4	注 意 事 項			

- (1) 本通知書の有効期間は1年とし、交付決定の日から1年以内に、助成金の支払いの請求がない場合、本通知書は失効します。
- (2) 助成金交付申請を取り下げる場合は、速やかに「鉛製給水管取替工事助成金交付申請取下書(様式第2号)」を提出してください。
- (3) 大阪市水道局鉛製給水管取替工事助成金交付要綱第10条第1項の規定に該当することとなった場合は、助成金交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金を返還していただきます。

※お問合せ
大阪市水道局工務部給水課
調査企画
TEL 06-6616-5483